

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 37 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2018 年 3 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

PMSI（特別な優先順位を持つ動産担保権）の対抗要件に関する裁判例



動産担保法（Personal Property Securities Act 2009 (Cth)、以下「PPSA」）上、売買代金の支払義務等を担保する担保権（purchase money security interest、以下「PMSI」）については、一定の要件を満たすと担保権として特別な優先順位が与えられます。なお、PMSI は売買だけではなく、一定のリースや寄託（bailment）の場合にも成立し得ます。動産（goods）に対する PMSI の場合、①在庫商品（inventory）の場合は、担保権設定者（債務者）が動産の占有を取得する前まで、②それ以外の動産の場合には、担保権設定者（債務者）が動産の占有を取得してから 15 営業日後の日より前までに、動産担保レジスターに登録することにより対抗要件を具備した場合に、PMSI が優先権を取得するとされています（PPSA62 条）。

近時、南オーストラリア州の裁判所は、上記の PPSA62 条の「占有を取得（obtain possession）」の意義についての解釈を示しました。この事件では、債務者が担保目的物の事実上の占有をもともと有しており、その後に債権者が PMSI を取得・登録し、債務者が債務者としての占有を開始し、その後に倒産した場合に、PMSI が特別な優先順位を獲得できるかが問題となりましたが、裁判所は PMSI に特別な優先順位を認めました。本稿では、この裁判例について解説し、担保権管理の実務上のポイントについて考察します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

その他の注目のトピック

ACCC による 2018 年の重点規制事項

オーストラリア自由競争・消費者委員会（ACCC）が、2018 年の重点規制事項を発表しました。ACCC が 2018 年の重点規制分野としている産業分野は、通信、電気・エネルギー、金融サービス、商業用建設、デジタルプラットフォーム、農業、保険、自動車などです。また、ACCC の重点課題として、競争法の分野では、カルテルの摘発件数を増やすとともに、近時の法改正で導入された協調行為の禁止などを積極的に活用して規制を強化することが予想されます。消費者法の分野では、罰則が大幅に強化される見込みです。ACCC の 2018 年の規制の動向と取り組みの概要について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

仲裁判断の有効性に関する裁判例

仲裁判断に不服である当事者が、3 名の仲裁人のうち 1 名が手続に実質的に参加しなかったとして、仲裁判断の有効性を争った事案において、西オーストラリア州裁判所は、仲裁人全員が事案を検討し判断することが必要であるが、この仲裁人が事案を検討し判断していないことが立証されていないとして、仲裁判断を有効としました。この裁判の概要とポイントについて解説します。

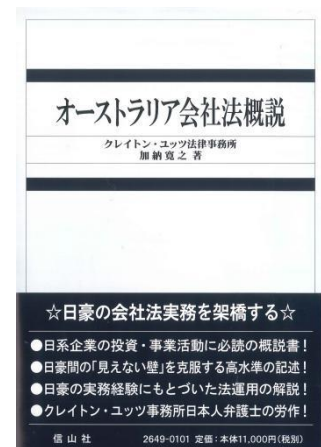
原文（英語）への[リンク](#)はこちら

インクカートリッジに関する特許権・商標権の裁判例

国外において第三者が詰め替えたインクカートリッジを競合他社が販売したため、オリジナルを販売している日系プリンター大手メーカーが、特許権・商標権の侵害であるとして訴えを提起した事案において、連邦裁判所は、製品を購入した顧客に製品を使用する黙示のライセンスが付与されるが、重大な変更が加えられた場合にはこのライセンスが消滅するため、一部製品については特許権が侵害されたことを認めただけで、メーカーの商標の記載が残っていたものの、そのサイズが小さく（miniscule）、競合他社の名称が明確に記載された箱に入れて販売されていたことなどを理由として商標権の侵害を否定しました。この裁判の概要と実務上の影響について解説します。

原文（英語）への[リンク 1](#)及び[リンク 2](#)はこちら

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

印紙税・土地税の免除（ニューサウスウェールズ州）

ニューサウスウェールズ州の印紙税法（Duties Act 1997 (NSW)）と土地税法（Land Tax Act 1956 (NSW)）が改正され、2018年3月5日に施行されました。近時、一連の改正で、外資が居住用物件を購入する際に印紙税（surcharge purchaser duty。税率8%）・土地税（surcharge land tax。税率2%）が課されるようになりましたが、本改正によって、居住用不動産の外資デベロッパーについては、一定の要件の下、これらの課税が免除され、納付した税金の還付を受けることになりました。今回は、印紙税・土地税の免除や還付を受けるための要件など改正の概要を解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

誤解を招く行為に関する裁判例（消費者法）

スロットマシンの利用者が、メーカーとカジノに対して、消費者法18条の定める誤解を招く行為（misleading conduct）または欺瞞的行為（deceptive conduct）があったとして訴えを提起した事案において、2018年2月2日、連邦裁判所は訴えを棄却しました。この裁判の概要とポイントを説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

植生伐採に対する規制強化（クイーンズランド州）

クイーンズランド州政府は、グレートバリアリーフの保護や二酸化炭素排出量の削減などの目的で、Vegetation Management and Other Legislation Amendment Bill 2018を導入しました。これにより、クイーンズランド州における植生伐採に対する規制が強化され、違反した場合の罰則も加重される見通しです。現在は法案段階ですが、この法律が成立した場合、2018年3月8日に遡って適用されることとされており、同日以降に植生伐採を計画している場合、改正法の内容を確認する必要があります。法律改正の概要について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

最近行われたセミナーのご報告

豪州 M&A 取引実務 (2017 年 4 月)

加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務～近時の買収実務動向と成功への鍵」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行いました。豪州における M&A 取引の基本に加え、案件遂行上の実務的な留意点や買収後の経営統合プロセス（PMI）を含む実務の最前線について解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

2017 年の法改正の動向 (2017 年 12 月)

加納弁護士が「2017 年の法改正の動向」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、競争法、消費者法、倒産法、労働法、個人情報保護法及び外国投資規制の 6 つ重要分野のトレンドを解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

新版「オーストラリアにおけるビジネス展開」 (2017)

弊所作成にかかる「オーストラリアにおけるビジネス展開（原文は Doing Business in Australia）」と題する小冊子を 2016 年版から 2017 年版に改訂しましたので、お知らせいたします。以下のリンクから無料でダウンロードできますので、是非ご活用ください。

- [オーストラリアにおけるビジネス展開](#)（日本語版）
- [Doing Business in Australia](#)（英語版原文）

「豪州の不動産法制度と日本からの投資」（「ARES 不動産証券化ジャーナル」 Vol. 39 - 2017 年 9 月・10 月号）

一般社団法人不動産証券化協会の機関紙である ARES 不動産証券化ジャーナルにおいて、加納弁護士と鈴木弁護士が寄稿した記事。豪州の不動産法制度の概要を、日本の不動産法制度と適宜比較しながら、全体的に説明するものとなっています。記事はこちらの[リンク](#)（ARES のウェブサイト）から無料でダウンロードすることができます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 川合千秋
メール：ckawai@claytonutz.com



ロークラーク 中島真嗣
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール：mnakajima@claytonutz.com



ロークラーク 小野田春佳
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール：honoda@claytonutz.com



ロークラーク 高橋輝好
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール：ttakahashi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com